

2 天理大学大学院履修規則

(単位制)

第1条 教育課程は、単位制とする。

(修了に必要な要件)

第2条 修了に必要な要件は、本大学院に2年以上在学し、次表に従い基幹科目・臨床科目・関連科目・研究科目より、必修科目24単位のほか、選択科目10単位以上、合計34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文を作成し、学位論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
基幹科目	臨床人間学特論	1・2	2] いずれか 選択必修
	天理教人間学特論	1・2	2		
	臨床心理学特論1	1・2	2		
	臨床心理学特論2	1・2	2		
	臨床心理面接特論1	1・2	2		
	臨床心理面接特論2	1・2	2		
	心理統計法特論	1		2	
	臨床心理学研究法特論	1		2	
臨床科目	臨床心理基礎実習1	1	1		
	臨床心理基礎実習2	1	1		
	臨床心理実習1	2	1		
	臨床心理実習2	2	1		
	臨床心理査定演習1	1	2		
	臨床心理査定演習2	1	2		
関連科目	臨床人格心理学特論	1・2		2] いずれか 選択必修
	発達心理学特論	1・2		2	
	犯罪心理学特論	1・2		2] 2単位以上 選択必修
	心理療法と宗教	2		2	
	現代社会と宗教	1・2		2	
	社会心理学特論	1・2		2	
	精神医学特論	1・2		2] いずれか 選択必修
	心身医学特論	2		2	
	心理療法特論	1・2		2] いずれか 選択必修
	学校カウンセリング特論	1・2		2	
研究科目	臨床心理学課題演習	1	2		
	臨床心理学課題研究	2	2		
修了に必要な単位数			24	10	

(学位の授与)

第3条 天理大学大学院学則第17条および天理大学学位規程第3条第2項の定めるところにより、修了要件単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査および最終試験に合格したのに対して、修士（臨床心理学）の学位を授与する。

(他大学院等における修得単位)

第4条 天理大学大学院学則第12条ないし第13条第2項の定めにより、他の大学院において履修し修得した単位は、第2条の単位として算入することができる。

(履修科目登録)

第5条 その年度に修得しようとする科目は、すべて指定の期日に、所定の方法で登録しなければならない。

2. 病気その他真にやむを得ない事由によって指定の期日に登録できない場合は、直ちにその旨を届け出て指示を受けなければならない。ただし、期日を過ぎての届け出は認めない。

(履修科目の登録規制)

第6条 つぎの各号の一に該当する履修科目の登録をしてはならない。

- (1) 同一期間内で、同一時限に行われる科目の重複登録
- (2) すでに単位を修得した科目の再登録

第7条 登録後の履修科目の変更または追加は、原則として認めない。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績は、100点法によって評価し、60点以上を合格とする。

2. 授業科目の成績は、A・B・C・Fの4種の評語をもって表し、評語基準は、A(100~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)とする。

3. 試験における不正行為により懲戒を受けた者の授業科目の成績は、つぎによる。

- (1) 各学期定期試験による場合は、当該学期における全受講科目について、F(0点)とする。
- (2) 定期試験に代わる試験による場合は、当該学期における全受講科目について、F(0点)とする。

(単位付与)

第9条 単位は、合格と判定された授業科目について付与される。

第10条 つぎの各号の一に該当する者には、単位は付与されない。

- (1) 各授業科目について、所定の方法による履修科目の登録をしていない者。
- (2) 各授業科目について、その欠席時数が当該授業科目の全授業時数の3分の1を超える者。
- (3) 各授業科目について、第8条第3項に該当する者。
- (4) 授業料、教育設備充実費および実験・実習費が未納の者。

付 則

1. 本規則は、平成16年4月1日から施行する。
2. 改正規則は、平成18年4月1日から施行する。